



信用保証付極度取引契約書

令和 年 月 日

甲 債権者

(金融機関名)

(代表者名)

殿

住所

乙 債務者

住所

連帯保証人

住所

連帯保証人

債務者 (以下乙という。)は、債権者 (以下甲という。) との間に締結した
年 月 日付 取引約定書ならびに京都信用保証協会の極度保証に基づき、甲より手形貸付、
手形・電子記録債権 (以下手形等という。) 割引を受けるについて、上記取引約定書の各条項のほか、次の条項を遵守し、契約
します。

第1条 本契約に基づく手形貸付・手形等割引取引により、乙が負担する債務の元本極度額等は次のとおりとします。

一 元本極度額 金 円也

二 始 期 本契約締結の日より

三 終 期 予かじめ定めず

四 弁 済 方 法 手形満期日弁済

五 利 率 年利 % (年 365 日の日割計算)

但し、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、甲において一般に行われる程度のもの
に変更されることに同意します。

六 利息支払期 および方法 貸付・割引の都度、期限までの利息を前払い

七 資金の用途 事業資金

八 特 約 乙は、甲に対する債務を履行しなかった場合、または期限の利益を失ったときは、支払うべ
き金額に対し年 % (年 365 日の日割計算) の割合の損害金を支払います。

第2条 本契約に基づく、保証人が負担する債務の範囲は次のとおりとします。

「極度額：金 円」

「元本確定期日：令和 年 月 日」

第3条 乙は、保証人に対し、次の各号に記載する事項に関して甲に対して提供した情報と同じ情報を提供し、保証人は、
乙から次の各号に記載する事項に関する情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

一 乙の財産および収支の状況

二 乙が本債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況

三 乙が本債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

第4条 甲は、債権の保全に必要とする相当の事由が生じた場合には、第2条の極度額を減額し、又は一時期取引を中止し、もしくは解約することができます。

第5条 乙は、甲から請求があったときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きをします。

第6条 乙は、京都信用保証協会の既保証分が保証期限前に更新されるときは、既に割引中の手形等の全部を直ちに買戻し、保証の満了日と同日付けで再割引を受けることとしますが、そのときそれぞれの手形等の手続きは省略することとします。なお、担保手形等についてもこれに準じるものとします。

第7条 保証人は、乙がかねて締結した取引契約書の各条項のほか、この約定を承認の上、乙と連帯して債務履行の責を負います。

なお、保証人が上記取引約定において保証しているときは、この約定によって取引約定における保証責任には何ら変更しないものとします。

2. 保証人は、乙の甲に対する預金その他の債権を持って相殺しません。

第8条 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、乙の意思に反しないものとして取り扱うことに、乙は同意します。

第9条 本契約から生じる債務について、乙または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての乙および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第10条 乙および保証人は、甲と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務（保証人が乙と連帯して履行の責を負うものを含みます。）を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

第11条 乙および保証人（別冊の保証書等による保証人を含みます。）ならびにこれらの包括承継人または債務を引き受けた者のいずれか一人への履行の請求その他甲からの通知は、その余の乙および保証人に対しても効力を生じるまたは通知されたものとするに同意します。

第12条 保証人は、本契約成立日までに、甲に対して保証意思宣明公正証書を提出しないときは、本契約成立日において、保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。

一 乙が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者

二 乙が法人である場合の次に掲げる者

(1) 乙の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者

(2) 乙の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

(3) 乙の総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

(4) 株式会社以外の法人が乙である場合における (1)、(2) または (3) に掲げる者に準ずる者

三 乙（法人を除く）と共同して事業を行う者または乙が行う事業に現に従事している乙の配偶者

第13条 前条に誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は甲が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

この契約を証するため証書1通を作成し、甲にこれを差入れます。

以上

面前自署確認欄

金融機関欄	日付	面前自署確認印
債務者		
連帯保証人		
連帯保証人		

契約書確認欄

金融機関欄				担当者

※金融機関取引約定と併用して下さい。